

反戦情報

2017・8・15 No.395

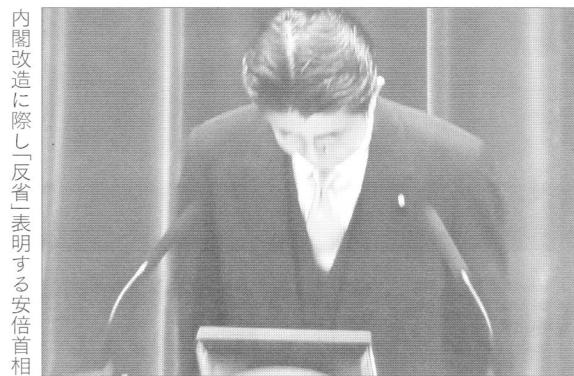
2001年2月9日第3種郵便物認可 第395号
2017年8月15日発行（毎月1回15日発行）

支持急低下の首相、小手先改造で危機打開？



安倍首相、支持率急低下の中、森友・加計疑惑、防衛省日報問題などの疑惑闇喩隠しの内閣改造に踏み切る（8月3日）

〈巻頭言〉 語るに落ちる	2	〈教 育〉 「大阪朝鮮学校無償化裁判」で原告全面勝訴！ —歴史的で画期的な大阪地裁判決— 藤井 幸之助	12
〈沖縄から〉 沖縄県が辺野古工事差し止め求め提訴 —翁長知事支える一大県民・国民運動の構築を— 川野 純治	3	「高校無償化裁判」広島地裁不当判決を糾弾する 村上 敏	15
〔焦点〕 安倍・17年改憲構想のもつ問題点 永山 茂樹	5	〈吳 か ら〉 吳市の教育「右傾化」に深く入り込む自衛隊 山川 滋	16
〈論 壇〉 核兵器禁止条約から核廃絶へ —いかなる核兵器使用も国際人道法違反— 沢田 正	9	〈原 発〉 「原発絶対反対！」漁船66隻、海上デモを敢行 —九電の玄海原発3・4号機、今秋再稼働策動に抗議—	17
		〈歴 史〉 安倍的「嫌中」の遺恨 —中国共産党の最終勝利と日本の保守勢力の悪夢— 豊旗 梢	18



森友・加計学園疑惑、防衛省「南スレーダンPKO派遣自衛隊部隊日報隠蔽問題」など、度を越した政権私物化や隠匿体質への国民の不信が募るなか、東京都議会議員選挙での自民党の歴史的大敗や仙台市長選挙での「競り負け」を経て、ようやく危機感に苛まれはじめた安倍晋三首相。

年初には50%を越えていた内閣支持率も、あつという間に「政権存立危機ライン」といわれる30%

〈巻頭言〉

語るに落ちる

本地方創生担当相、その資質を誰もが疑った金田法相などはやめさせ、この改造まで持たなかつた稻田防衛相は事実上の更迭（辞任）、後任には小野寺元防衛相を当てるなど、「ベテラン起用」を強調している。注目は、これまで安倍首相とは一線を画してきた野田聖子氏の総務相、河野太郎氏の外相への起用など、「政権私物化」・「お友だち内閣」・「政権のマフィア化」批

本地方創生担当相、その資質を誰もが疑った金田法相などはやめさせ、この改造まで持たなかつた稻田防衛相は事実上の更迭（辞任）、後任には小野寺元防衛相を当てるなど、「ベテラン起用」を強調している。注目は、これまで安倍首相とは一線を画してきた野田聖子氏の総務相、河野太郎氏の外相への起用など、「政権私物化」・「お友だち内閣」・「政権のマフィア化」批

うちに、うつかり本心をもらしてしまふ」とことある。

この内閣が「仕事人」というな

ら、前の内閣は何だったのか？一般的に「仕事人」の反対語は「遊び人」だが、そう考えると、稻田防衛相や松野文科相、山本地方創生担当相や金田法相などは、眞面目に国政に取り組まず、不真面目な仕事ぶりから政治スキヤンダル悲願である「改憲」であることは、忘れないでおこう。

（編集部N）

切れまで沈み込み、28%との報道さえ流れる始末だ。

判を意識した「挙党態勢の構築」を喧伝していることだ。

こうしたなか、首相が8月3日に踏み切つたのが内閣改造「劇」（第3次安倍第3次改造内閣）（表紙写真参照）。

内閣の「骨格」と言われる麻生副総理・兼財務大臣や菅官房長官は留任させる一方、首相とともに疑惑の渦中にいる松野文科相や山

語林（故事ことわざ慣用句辞典）によれば、「語るに落ちる」とは、「聞かれたときは用心して言わなかつたのに、何気なく話している

「実力本位」「仕事人内閣」——安倍首相はこの内閣をこう自賛している。しかし、「語るに落ちる」とは、まさにこのことだろう。成

たところで、安倍晋三総理をはじめこの「仕事人」たちはどのよう

な「仕事」をしようというのか？ 第一は、内閣支持率急落の要因となつてゐる「森友・加計」疑惑、日報隠蔽問題の解明をさぼり、国民の追及をかわして「嵐が去るのを待つ」ことだ。「閉会中審査」に

「遊び人」以外の何者でもなかつただろう。もつとも、悪政に「真面目」に取り組む「仕事人」のほうが質は悪いのだが……。

稻田前防衛相や松野、山本前大臣らを証人・参考人として喚問・招聘することを、自民党新執行部が拒否し続けている事に、それは端的に現れている。「説明が不足していた」と「反省」の弁を口にする総理（写真参照）だが、「反省だけなら猿でもできる」とは、少し前のTVコマーシャル。「反省」が「口先だけ」なのは、すでに国民の大半の共通認識だ。国民の怒りをはぐらかしたその先にあるのが、首相の

沖縄県が辺野古工事差し止め求め提訴

—翁長知事支える一大県民・国民運動の構築を—

川野純治

辺野古新基地建設阻止闘争は、また新たな局面が切り開かれました。7月24日、翁長雄志沖縄県知事は、国が知事の岩礁破碎許可を得ずに工事を進めるのは違法だとして、工事差し止めを求め那覇地裁に提訴しました。

同時に、判決までの工事中断を求める仮処分も申し立てました。翁長知事は、就任後初めて参加した、3月25日の名護市米軍キヤンプ・シユワズゲート前での「違法な埋め立て工事の即時中止・辺野古新基地建設断念を求める県民集会」（オール沖縄会議主催）で、「私はあらゆる手法をもって、撤回を力強く、必ずやる」との強い決意を表明していましたが、やつとその第一弾が放たれたのです。

沖縄県議会でも、6月定例会の最終本会議（7月14日）で工事の差し止め訴訟関連議案及び補正予算を賛

成多数（賛成＝社民・共産等与党3会派24人、反対＝自民・維新等17人、退席＝公明4人）で可決し、知事方針をバックアップしていました。

今回の訴訟の骨子は、知事に無許可で埋め立て工事を進める国は沖縄県漁業調整規則に違反しているから「知事の許可なく岩礁を破碎し、または土砂や岩石を採取してはならない、との判決を求める」というものです。このように、今回の訴訟は、確かに辺野古新基地建設阻止の直接的な訴訟ではありませんが、翁長知事は提訴当日の記者会見で「沖縄県民の思いを置き去りにしたまま新基地建設に突き進む国の姿勢が、改められて問われている」と厳しく糾弾しました。

これに対し安倍政権の番頭であ

る菅官房長官は、「最高裁判決、和解条項に従え」と相変わらずの「法治国家」論を持ち出し、工事強行の姿勢を露わにしています。森友・加計、自衛隊日報問題など国政を私物化し隠ぺいする安倍政権への怒りが高まっているなか、沖縄県民の民意を暴力的に押しつぶしてきた安倍政権の横暴を絶対許してはなりません。

そもそも「最高裁判決」は、「仲井真前知事による埋め立て承認を取り消した処分の違法確認」を認めただけで、これをもつて辺野古新基地建設が正当化されるものでは決してありません。「最高裁判決」を金科玉条のごとく持ち出し、「だから辺野古問題は終わつた」として政治争点から外そうという目論みがあることは明白です。まさしく安倍首相がよく使う「印象操作」なのです。

沖縄防衛局は今年2月6日に「海

上本体工事着手」と発表以来、キヤンブ・シユワズ海域に「汚濁防止膜」を固定化するコンクリートブロックを投下してきました。同時に、3月末で期限が切れる「岩礁破碎許可」に対しても、名護漁協に漁業権を放棄させる画策を行い、漁業権が喪失したから許可更新申請は無用だと勝手に通告し、4月25日に「護岸工事着手」に踏み切ったのです。

これは、「漁協が漁業権の一部放棄を議決しても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない」との1985年6月の国の答弁書、あるいは同様の内容である2012年6月の水産庁長官の「技術的助言」と明らかに矛盾しています。水産庁は從来見解を180度覆して

いる那覇空港の第2滑走路建設工事においては、事業主体である内閣府沖縄総合事務局は、関連する那覇漁協などの漁業権放棄にもかかわらず、岩礁破碎許可の更新を県知事に申請しているのです。まさにダブルスタンダード（二重基準）以外の何物でもありません。

4月25日からの「護岸工事」は、大浦湾北側の「K9護岸」から開始されました。浅瀬でやりやすい箇所から始めた模様です。実際、100メートル付近で堤防みたいな形となっていますが、それ以上は海底が深く止まつたままで。それよりも台風対策に追われ、「埋め立てる予定地」に当たる南側に消波ブロックで固定化する始末です。辺野古崎側の「K1護岸」予定地の近くでも資材搬入用道路の工事が進められています。確かに今回の工事差し止め訴訟も法的なハーダードルが高く予断を許しません。

辺野古現地、作業ゲート前では、作業車の基地内搬入を阻止するため連日座り込み行動が続いています。県警機動隊の暴力的な排除により搬入が強行されていますが、作業日程の遅延は明らかです。「現場の闘いが辺野古新基地阻止の発信源だ」という固い決意のもと、創意工夫した取り組みを計画し、実践しています。

7月22日には、「辺野古・大浦湾

の埋め立てを止めよう！『人間の鎖』

の大行動（主催・基地の県内移設に対する県民会議）が、キヤンプ・シ

ュワズ前で展開されました。初めて

の「人間の鎖」行動でしたが、約1.

2kmの基地フェンス沿いは参加者約

2000名でつながれ、辺野古新基

地建設阻止を改めて内外にアピールしました。つづく「護岸工事3か月目」

の同月25日には、平日にも関わらず

され文化財に認定されましたが、キヤンプ・シュワズ基地内には思原（う

むいばる）遺跡などや遺物散布地が

多く存在しています。名護市長の持

つ美謝川水路変更権限についても、

沖縄防衛局は「事前協議」を取り下

げたままで手つかずの状態です。こ

れまた国はルール変更を策動してい

るのでしようか。

ところで、6月15日の参院外交防

衛委員会で稻田防衛相（当時）は「普

天間の前提条件が整わなければ、返

還とはならない」と答弁し、辺野古

新基地が建設されても緊急時の民間

施設の使用改善などの条件が満たさ

れないなら、米軍普天間基地は返還

されない可能性があるとの重大な問

題発言を行いました。

「普天間基地の

危険性の除去」＝「辺野古移設が唯

一の解決策」としてきました。これまで辺野古推進側の候補者選

考は難航し、官邸サイドがゴリ押し

してきた人物からはことごとく固辞

されてきました。官邸にだけ顔を向

ける候補者に名護市と沖縄の未来を

託すわけにはいきません。

8月12日には翁長知事を支え、辺

野古に新基地を造らせない県民大会

（オール沖縄会議主催）が開かれます。

3万人を超す大結集をもつて翁長知

事の「埋め立て承認撤回」への後押

しと共に、迷走を続ける安倍政権に

最後通牒を宣告する県民大運動・國

民大運動への起爆剤とする決意です。

さて、来年1月には名護市長選を

迎えます。来年は沖縄の統一地方選

にあたり、11月の知事選まで選挙戦

が続きます。辺野古の問題は、名護市

政にとつても沖縄県政にとつても重

大な政治課題です。7月31日、稲嶺名

護市長支持与党議員団14名は稲嶺市

長に3選出馬を要請しました。稲嶺

市長は出馬表明こそ言及しなかつた

もののお互いの気持ちは一心同体で

あります。同日、自民党名護市支部は、現職

市議の市長選出馬を決定しました。い

よいよ本格的なガチンコ戦突入です。

市長は出馬表明こそ言及しなかつた

もののお互いの気持ちは一心同体で

あります。同日、自民党名護市支部は、現職

市議の市長選出馬を決定しました。い

よいよ本格的なガチンコ戦突入です。
さて、来年1月には名護市長選を

迎えます。来年は沖縄の統一地方選にあたり、11月の知事選まで選挙戦が続きます。辺野古の問題は、名護市政にとつても重

大な政治課題です。7月31日、稲嶺名護市長支持与党議員団14名は稲嶺市長に3選出馬を要請しました。稲嶺

市議の市長選出馬を決定しました。いよいよ本格的なガチンコ戦突入です。

これまで辺野古推進側の候補者選考は難航し、官邸サイドがゴリ押ししてきた人物からはことごとく固辞されきました。官邸にだけ顔を向ける候補者に名護市と沖縄の未来を託すわけにはいきません。

8月12日には翁長知事を支え、辺野古に新基地を造らせない県民大会（オール沖縄会議主催）が開かれます。

翁長知事を辞任したことは、この発言が稻田氏個人の見解ではないことは明白です。「辺野古唯一」どころか、

「那覇民間空港を米軍が使えないなら新基地ができるとしても普天間は返還しない」という日米の密約ともいえるこの計画の欺瞞性を今後とも徹底的に追及していくかなければなりません。

さて、来年1月には名護市長選を

迎えます。来年は沖縄の統一地方選にあたり、11月の知事選まで選挙戦が

が続きます。辺野古の問題は、名護市政にとつても重

大な政治課題です。7月31日、稲嶺名護市長支持与党議員団14名は稲嶺市長に3選出馬を要請しました。稲嶺

市議の市長選出馬を決定しました。いよいよ本格的なガチンコ戦突入です。

これまで辺野古推進側の候補者選考は難航し、官邸サイドがゴリ押ししてきた人物からはことごとく固辞されきました。官邸にだけ顔を向ける候補者に名護市と沖縄の未来を

託すわけにはいきません。

<

安倍・一七年改憲構想のもつ問題点

永山茂樹



永山茂樹教授

一、はじめに

安倍首相は「現行憲法の九条にあたり三項をくわえて自衛隊を明記する」、「高等教育費の無償化を規定する」、「大規模災害時に備えた緊急事態条項創設における議員任期・選挙の在り方を規定する」の三点を具体例としてあげ、改憲をすすめる

考え方をあらためて表明した（以下、安倍・一七年改憲構想とする）。

首相は、自分の考えは読売新聞に載っているから、詳細を知りたければそれを読むようにと言う。しかし

その記事はネット上の有料サイトにある。だから、首相の考えを知りたい国民は、お金を出して読売新聞を買うか、あるいはネットの閲覧料金を払うしかない。国民の「知る権利」を愚弄するにもほどがある。

しかしそも二〇一二年につく

られた「自民党憲法改正草案」というものがあつたはずだ。その草案では、九条二項で自衛権の発動を容認し、また九条の二では、国防軍の保持を明記している。

にもかかわらず、首相は今、安倍・

一七年改憲構想を発表したことについて、草案に愛着のある政治家はこ

れをいぶかしむ。党内手続の民主性という要請からいつ、その疑問は当然だろう。にもかかわらず一七年改憲構想がとつぜんに出てきたのだが、

理由を推測することは難しくない。こういう背景で、改憲の速度をあげ、またそれによって権力基盤を固めることをもくろんでの安倍・一七年改憲構想だつたのだろう。

第一に、アベノミクスの賞味期限切れ、森友・加計問題、傍若無人の国会運営、閣僚の不祥事などが重なりが見え始めている。世論調査の結果も、政権が危機的状況に瀕していることを示している。

第二に、首相の自民党総裁任期と、

現衆議院議員任期は、いずれも一八年まで、である。そうすると改憲に必要な「総議員の三分の二」を、自民党はいつまで確保できるか。時間制約の問題が生じている。

しかしわたしたちは、それを座して待たず、あらかじめ議論をすすめておく必要がある。本稿では、とくに高等教育費無償化条項と自衛隊明記条項について、論点をまとめよう

果をあげていない。両院の憲法審査会は、改憲にむけた議論をすすめることができていない。

こういう背景で、改憲の速度をあげ、またそれによって権力基盤を固めることをもくろんでの安倍・一七年改憲構想だつたのだろう。

いまのところ、安倍・一七年改憲構想の具体的な文言は明らかになつてない。報道では、今夏中に改憲案をつくり、八月末に発表、秋の臨時国会に提出する、というスケジュールのようだ。

しかしわたしたちは、それを座して待たず、あらかじめ議論をすすめておく必要がある。本稿では、とくに高等教育費無償化条項と自衛隊明記条項について、論点をまとめよう

あるので、そちらを読んでいただきたい。

二、「なんでもいいから改憲」論としての高等教育費無償化条項

償化条項

(1) やらなくてもいい改憲

をしてはいけない

まず、高等教育費無償改憲について述べよう。

(2) この改憲によつて教育条件
が改善される保障はない

行うために、必要な経費はおよそ八五〇億円ともいわれる。この支出について、国民にたいして丁寧な説明ができるとはおもえない。

主張している橋下・維新を改憲陣営に取り込もうという計算があるのでだろう。「改憲なら何でもいい」という、安倍・一七年改憲構想の不眞面目な動機が透けてみる。

ただ「あつてもなくともおなじなら、なくていい」という議論は法的には重要だが、それだけでは「あつてもなくともおなじなら、こらで一つ改憲しよう」という議論に本当に対抗できるだろうか。少し心配なところもある。そこで（「改憲してはいけない」、とまではいかないが）、論をつかって問題を説明したい。

ころか、すでに憲法上の権利へ昇華しているというべきだろう。

だから高等教育無償化の漸進的導入は、いまだ日本国憲法に編入されていない規範なのである。それどころか、すでに憲法上の権利へ昇華

本年八月一日はひらかれた自民党憲法改正推進本部の全体会合では、

第一に、国際人権規約A規約一三
条2cとの関係である。同条は「高

等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に對して均等に機会が与えられるもの

出席した議員から、高等教育無償化
条項改憲にたいする反対の声が続出
したという。このことは、自民党の
国会議員たちが、国際人権法と憲法
の常識に疎いということを示してい
る。

第二に、財源の問題である。

けたうえで、条約を締結した。このこと自体、すべての人に教育を受けける権利をひとしく保障する憲法二十六条の精神に反することだ。しかし二〇一二年九月一一日、日本政府は、この留保を撤回した。そのことは、政府が、高等教育無償化の漸進的導入が、国際法上の国家の義務であり、また国民の権利であることを承認したことを意味する。そして憲法九八条一項は、国際法を「誠実に遵守」することを規定する。

だから高等教育無償化の漸進的導入は、いまだ日本国憲法に編入され

れば、約三兆一千億円だという。その財源については議論がわかれている。たとえば（下村案）一編注：教育国債発行、子ども保険（小泉案）、相続税増税（橋下案）などだ。そもそも「若者の命を危険にさらす軍拡をやめ、軍事費を削って、そのぶんを文教予算にまわす」という選択肢があがつてこないことが不自然である。いずれにせよ財源確保のために「どこからもつてくるか・なにを削るか」が重要な問題となる。何を削るか次第では、かえって不平等性を高めることにもなりかねない。

第三に、かりに「高等教育はこれ
を無償とする」という条項が日本本国
憲法に盛り込まれたとしても、実効
性はどこまであるかが不明だという

第三に、かりに「高等教育はこれを無償とする」という条項が日本国憲法に盛り込まれたとしても、実効

点である。学説でも現行二六条2項の「義務教育の無償」の意味について、いわゆる「プログラム規定説」がある。プログラム規定説とは、「国民に具体的な権利を保障したものではなく、国家の努力目標を示したものにすぎない」というものだ。新年



の誓いで「今年は宿題を忘れずにやる」というようなもので、それを守れない子どもを、新年の誓いを破つたといって叱るのは大人げない。それと同じように、プログラム規定としての「高等教育費無償」の約束を守れなかつたとしても、国家は叱られないということである。これは朝日訴訟（生存権訴訟）で最高裁判所が採用した議論として、悪い意味で有名である。

高等教育無償規定にもこの解釈が適用されるだろうか。もしそうなら、かりに無償が実現されなくとも、国民が裁判に訴えてその実現を求めるということは事実上不可能になる。また「教育費」の意味はどうだろう。授業料にかぎるのか、それともその他の経費（施設整備費などの名目）も含むのか。

そもそも無償の範囲を憲法ですべて書くのは難しい。だから改憲したあとで、詳細は法律によつて具体化する必要がある。しかし右で述べたよ

うに、現職の自民党国会議員の多くが無償化に反対しているというていたらくだ。だから、そういう議員たちで構成される国会がどういう法律を作るかは、想像に難くない。かなりのところ骨抜きにされたものになるはずだ。国際人権規約よりも後退

している。

結局、このような改憲をしてもほんとうに教育条件が改善されるとおもえない。教育条件の悪化を進めてきた自民党政権を政権の座から落とすことが必要なのだ、といふしか

ない。

ではその効果はなにか。端的に言ふと、いまある自衛隊（軍事力）に対する憲法的縛りが緩くなる、といふことである。いまは「自衛隊についての規定がない」憲法のもとで、国家の軍事力行使を、憲法的に正当化することに限界があつた。そこで政府はたとえば「必要最小限の自衛力」とか「集団的自衛権の限定的容認」といった条件を（不本意ながら）つけざるをえなかつたのだ。

しかし「自衛隊についての規定がある」憲法のもとでは、国家の軍事力行使をゼロから正当化するような、アクロバティックな論理構成をする必要はなくなる。そうすると、いま

三、「自衛隊の明記」改憲はどういう効果をもたらすか

（1）軍事力行使を縛る九条のハーダルがさがる

次に、安倍・一七年改憲構想の柱となるであろう、九条三項に自衛隊を明記することについて、である。いうまでもなく、自衛隊の存在が国民のあいだで定着していることを利用した改憲論議だ。

しかしこのような改憲は、国民の

あいだで定着している自衛隊の存在を、たんに憲法に書き込むだけのことなのだろうか。もしそうだとしたら、二で述べたことと同じで、わざわざ手間ひまをかける必要のない、正当性のない改憲である。

まで憲法上できないとされてきたことのうちのある部分は、「憲法に自

しかし、それでもハードルがなくなるわけではない。

(2) 「後法優先の原則」がそのまま

ま適用される訳ではない

つまり政府の側にとつては、今までよりも（集団的自衛権であれ、PKOへの参加であれ、日常的な米艦の護衛であれ）、軍事力の行使が合憲であることを証明するときのハーデルが、ずっと低くなるのだ。

九条三項で自衛隊のことが書かれたとしても、それだけで、憲法全体が完全に上書きされてしまうということではない。この点について誤解する人も多いようなので、注意しておく。

まく

もし九条に自衛隊のこととか書かれたとしても、戦争を放棄した九条一項と戦力をもたないとした同条二項が消えてしまうわけではない。また、七十年にわたりたつてつみ重ねられてきた平和運動の成果と、それによつて制せられたがんが確認されてきた公的憲法解釈が自動的に無効となるわけでもない。

たしかに法律の世界では「後法優先の原則」というものがあるといわれる。前からある法と、後からできた法とのあいだで矛盾があるときには、後からできた法のほうが優先するという考え方だ。しかし、憲法の規定を



解釈するときに、この原則がそのまま通用するわけではないことに注意

四、おわりに

されることになるだろう。

おそらく八月のおわりに、首相は一七年改憲構想に基づいた具体的改憲案を提示するだろう。それは非常に限られた時間でつくられてくる。だから、いろいろとボロの多い粗雑なものになることは間違いない。しかし私たちは、よりましな改憲案づくりに専念するのではなく、その本質的な部分に目を向けて、正面から対峙する必要がある。

なお本稿で扱っていない論点もあらたに加えられる可能性がある。とくにかんがえられるのは、緊急事態条項、そして「参議院議員をすべての都道府県から最低一名選出することを規定する条項」だ。

首相は、改憲陣営の裾野を広げるために、目新しいメニューを増やすかもしれない。しかしそのことは、かえつて改憲の危険性を高めるはずである。たゆまぬ学習を通じて、憲法を不斷に守る努力が求められていく。

（ながやま しげき／東海大学
法学部教授）

核兵器禁止条約から核廃絶へ

—いかなる核兵器使用も国際人道法違反—

沢田正



条約採択を喜ぶ議場の被爆者・中央、ICANのHP)

国連の核兵器禁止条約交渉会議で7月7日、核兵器の開発、製造、実験、保有、使用、使用の威嚇などを禁止する条約がメキシコやオーストリアなど賛成122カ国、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール）の

圧倒的多数で採択された。交渉会議は国連のウェブテレビで中継されており、広島からもインターネットで採択の様子を見ることができた（注1）。採択されたのはニューヨーク現地では7日午前、日本時間では同日深夜の午後11時51分、採決の投票結果を示す電子ボードに122、1、

1の三つの数字が並ぶと、各国代表やNGO参加者から拍手と歓声が沸き起つた。核兵器禁止条約がついに現実のものになつたと見ていて胸が熱くなつた。広島でもおそらく世界でも最も早い8日午後、原爆ドーム前に約100人の市民が集まり、「核兵器禁止条約採択をヒロシマは心から歓迎する」の横断幕を掲げて被爆地の喜びを表した。条約は9月20日以降、50カ国が批准すればその90日後に発効する。米国による広島・長崎への原爆投下から72年にして

ようやく世界は核兵器廃絶へのスタートラインに立つた。

しかし、「唯一の戦争被爆国」を称する日本政府代表はこの歴史的な採

択の場にいなかつた。日本政府代表

は会議初日に参加したものの禁止条約への反対を表明して退席、以後、戻らなかつた。全ての核保有国とそ

の同盟国のはとんどが会議をボイコットし、採択された禁止条約に対しても即座に核保有国の米英仏が共同で「署名も批准もしない」と反対声明を発表、日本の別所浩郎国連大使も「署名する」とはないと断言した。賛成した122カ国は国連加盟1

注1：条約採択の録画は次のサイトで見ることができる。

[http://webtv.un.org/search/29h-meeting-un-conference-to-negotiate/a-legally-binding-instrument-to-prohibit-nuclear-weapons-leading-towards-their-total-elimination/5496837948001/?term=prohibit+nuclear+weapons&lan=english&sort=date](http://webtv.un.org/search/29h-meeting-un-conference-to-negotiate-a-legally-binding-instrument-to-prohibit-nuclear-weapons-leading-towards-their-total-elimination/5496837948001/?term=prohibit+nuclear+weapons&lan=english&sort=date)

93カ国の63%にあたり、禁止条約は来年にも発効するとみられる。核保有国が条約に参加する見通しがない中で、禁止条約を核兵器廃絶へつなげるには条約参加国を広げ、核を廃棄するよう保有国を包围していく

◆冷戦終結以降最悪の核情勢

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所が1月3日に発表した世界の核兵器の現状によると、米国

英仏中インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9カ国が計1万4935発の核弾頭を保有し、そのうち4150発はいつでも発射できるよう実戦配備されている。米国が6

プロテスチアントによる世界の核情勢が悪化する前に条約を発効させたいという条約推進国や反核NGOの危機感があつたといわれる。

◆核の使用は戦争犯罪の「汚名化」

めている。昨年から今年にかけてブッシュ・ロシア大統領とトランプ米大統領が相次いで核戦力の増強を表明、北朝鮮が核開発やミサイル発射実験を繰り返すのに対してトランプ政権が軍事行動も選択肢と示唆するなど、核をめぐる情勢は、冷戦終結以降最悪の状況を迎えている。核兵器禁止条約交渉会議が短期間で条約採択にこぎつけた背景には、トラン

次いで、核兵器の存在によりもたらされる危険は人類の安全にかかわり、すべての国が核使用を防止する責任を共有すると強調。核爆発による壊滅的な帰結は適切に対処できず、被害・影響は国境を越え、人類の生存、環境、社会・経済的発展、世界

少女に不均衡な影響を及ぼすとの認

識を記す。そして、核軍縮及び核なき世界の達成と維持は世界の最上位の公共善であり、国や集団の安全保障上の利益に資するとしている。

すべての国が国際法を遵守する必要があることを再確認したうえで、核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則と規則に違反し、また人道の諸原則及び公共の良心に反すると結論づけている。核兵器の「いかなる使用も国際人道法違反」と無条件に規定する国際法は初めてで禁止条約の最重要ポイントだ。

（d）核兵器の使用および使用する
やその管理の委譲（直接・間接）。
（e）核兵器の使用行為の援助、
（f）禁止行為の援助、
（g）自国内に配置、設
置、配備を許可すること。

前文ではさらに、核軍縮の停滞と軍事・安全保障の核兵器依存への憂慮や核拡散防止条約（NPT）と包括的核実験禁止条約（CTBT）の重要性や非核兵器地帯の意義を確認した後、条約は原子力の平和利用の「奪い得ない権利」に影響を及ぼすものでないと言及している。核の平

和利用を認めたことはこの条約の大

きな問題点であり、今後の課題にならう。



つた核兵器使用や実験の被害者援助と汚染された環境の回復については、第6条（被害者援助と環境の回復）で締約国に、核兵器の使用・実験で被害を受けた人々に医療的・社会的・経済的援助を行う義務や核兵器の使用・実験に関する活動で汚染された環境を回復する義務を課している。また第7条（国際協力と援助）では核兵器を使用・実験した国の援助責任を明記している。

制度的取り決めとしては第8条で条約の運用やさらなる核軍縮措置の検討・決定のため定期会合を持つこ

とを定め、条約発効後1年以内に締約国会合第1回を開き、以降2年毎に開催、6年毎に検討会合を開催などとしている。また、会合には非締約国、国連などの国際機関、赤十字・赤新月社、NGOをオブザーバーとして招請することを義務付けている。

条約からの脱退については、17条で、脱退通告から12カ月後とし、武力紛争中は12カ月終了後も条約に拘束されるとNPTより厳しい条件を課している。

NPTなど他の国際条約・協定との関係では第18条で、「既存の国際協定との関係で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と両立する場合に限る」とこの条約の義務と矛盾しない限り他の条約を害しないとし、NPTの不拡散義務を緩和しない趣旨を規定している。

◆ まず100カ国の署名目標

核兵器禁止条約については核保有国や「核の傘」の下にある国などから①核保有国が不参加では実効性がない②NPT体制を壊す③安全保障を考慮していない——の三つの批判

が挙げられ、参加しない理由となつてている。

これに対して禁止条約に詳しい山田寿則・明治大学講師は、①について、「核兵器の使用禁止という規範が確立されることで核兵器に国際人道法違反の悪の「汚名」が着せられ、保有国が使用や使用するとの威嚇ができるなくなるという「実効性」を生みだす。また条約は平和・核軍縮教育を促進し、使用の犯罪化が国際的な認識となることで、核兵器開発や生産・製造など関連資金供与の禁止も進む、と効力を指摘。今後の課題として保有国を巻き込む建設的な提案の必要性を挙げる。

②については禁止条約こそNPT第6条「各締約国は核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに(略)全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について誠実な交渉を行うことを約束する」の誠実な履行であり、NPTの核不拡散義務などを強化・補充すると強調する。禁止条約締約国グループとしての今後の行動が2020年のNPT再検討会議に大きな影響を与えるだろうと予測する。

③については核兵器使用による壊滅的な帰結とそのリスクは安全が確保された状態といえるのか、また核兵器による抑止は実効性と破綻リスクにおいて有用なのかという根本的な疑問を投げかける。

核兵器禁止条約をめぐる今後の展開について、条約推進の中心となってきた国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の国際運営委員の川崎哲さんは、8月6日に行われた、「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」などが開いたシンポジウムで、ICANが9月20日から始まる署名に100カ国をめざして、採択に賛成した国への働きかけを強めていると報告した。核保有国が入らなくては、核が悪であり、使えば戦争犯罪になるとの規範が確立されば、核使用・威嚇の「援助・奨励・勧誘」はしくくなり、金融機関も核兵器関連企業などへの融資などはできにくくなる。核兵器に対する政治的、経済的、社会的な圧力となっていくとの見通しを示し、保有国が参加する場合、保有核の廃棄の検証をどうするかなど参加メカニズムの精緻化が今後の課題となると述べた。

(さわだ ただし／日本ジャーナリスト会議会員)

「大阪朝鮮学校無償化裁判」で原告全面勝訴!

—歴史的で画期的な大阪地裁判決—

藤井幸之助

「なぜ、私たちはチマ・チョゴリを着て通学できないのでしょうか?」

(中略) 街にあふれるヘイトスピーチ、高校無償化の裁判、補助金の裁判と、私たちが朝鮮人として堂々と

生きていくのはこんなにもむずかしいことなのだと。(中略) やつとやつと私たちの存在が認められたんだ、この社会で生きていいんだと言われている気がしました」 判決当日の報告集会、700人の聴衆の前で大阪朝鮮高級学校2年の女子生徒は静かにこう語った。

これまでに朝鮮で何かがあるたびに(核実験・ミサイル発射実験・拉致事件など)、政府や日本のメディアがことさら騒ぎ立て、それにあおられた人々がチマ・チョゴリの制服で登下校する女子生徒たちに嫌がらせを繰り返してきた。

学校・保護者もあえて危険をおかさせたくない、2000年代以降、通学にはブラウス・スカート(冬はブレザー・スカート)の第2制服を着用し、学校に着いてからチマ・チ

ヨゴリの第1制服に着替えるといいうめんどうなことをしられてきた。はじめの発言はそのことをいついれる。それに続く発言はこの間、朝鮮高級学校に通う子どもたちがいかに日本社会で遠慮しながら生きてきたかを物語っている。

大阪府・大阪市の補助金不支給決定をめぐっては、大阪地裁が今年1月26日に、「行政の裁量の範囲内」として、学校法人大阪朝鮮学園側の請求を棄却し、全面敗訴となつた。しかし、今回、無償化裁判判決でそれを補つても余りあるような判決が大阪地裁で出された。

■「文科省令」改正は違法で無効

原告の学園側の請求の趣旨は、①文部科学大臣が原告に対し2013年2月20日付けでなした本件(「高校無償化法」規則第1条第

3年1月24日に提訴し、4年半、16回にわたる口頭弁論を経て、7月28日、判決言い渡しの日を迎えた。

大阪地裁第2民事部・西田隆裕裁判長(三輪方大裁判長代読)判決は、朝鮮学校と朝鮮総聯の関係性を認め

たうえ、「在日組織が民族教育を行う学校に援助する点が不自然とはいえない」とし、国の「不当な支配」

論を否定するとともに、「不当な支配」の判断が文部科学省の裁量に委ねられるることは「教育に対する行政権力の介入を容認する」と指摘し、「教育の機会均等とは無関係の外交的、政治的意見に基づく处分で違法、無効だ」と述べた。



大阪地裁前で弁護団が勝訴を伝える(筆者提供)

学園側は、「高校無償化」の適用を求めて日本政府を相手どり、2013年2月20日付けでなした本件(「高校無償化法」規則第1条第

1項第2号ハ（※）に基づく指定をしない旨の処分を取り消す（取り消し訴訟）、②文科大臣は原告に対し、

大阪朝鮮高級学校について本件規則1条1項第2号ハに基づく指定をせよ（義務付け訴訟）、③訴訟費用は被告（国）の負担とする、であつた。判決は大阪朝鮮学園の主張をすべて認める全面勝訴となつた。

判決は、規定の削除について、「無償化法の適用が拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られない」という外交・政治的な理由であり、教育の機会均等の確保という法の趣旨から逸脱している」と指摘した。

※「無償化法」施行規則第1条第1項第2号ハ

「無償化法」の対象となる学校で、インターナショナルスクールや中華学校、韓国学校などいわゆる「外国人学校」と呼ばれる各種学校に関する規定で、（イ）外国の教育課程で高等学校と同等の教育をしていると位置づけられている学校、（ロ）国際的な評価機関の認定を受けている学校、

（ハ）その他文科大臣が指定した学校の3種類があり、朝鮮学校が（ハ）に該当するかどうかを文科省が審査

して結論を出すことになつていて。

■朝鮮総聯による不当な支配とは認めがたい

「無償化法は単なる恩恵ではなく、私立高等学校の生徒たちの受給権として規定している。『不当な支配』

の判断が大臣の裁量にゆだねられるべきものとすることは、教育に対する行政権力の過度の介入を容認することになりかねない。『不当な支配』

また、判決文では朝鮮総連と朝鮮学校の関係について次のように述べている。

「朝鮮総連は第2次世界大戦後のわが国における在日朝鮮人の自主的民族教育がさまざまに困難に遭遇する中、在日朝鮮人の民族教育の実施を目的のひとつとして結成され、朝鮮学校の建設や認可手続きなどを進めてきた。朝鮮学校は総連の協力の下、自主的民族的教育施設として発展してきた」ということができるので

あつて、このような歴史的事情等に照らせば、朝鮮総連が朝鮮学校の教育活動または学校運営に何らかの関わりを有するとしても、両者の関係がわが国における在日朝鮮人の民族教育の維持、発展を目的とした協力関係にあるという可能性は否定できない。両者の関係が適正を欠くものとただちに推認することはできない。

朝鮮高級学校は、在日朝鮮人子女に對し朝鮮人としての民族教育を行うことを目的の一つとする学校法人であるところ、母国語と、母国の歴史及び文化についての教育は、民族教育にとつて重要な意義を有し、民族的自覚及び民族的自尊心を醸成するうえで基本的な教育というべきである。そうすると、朝鮮高級学校が朝鮮語による授業を行い、北朝鮮の視座から歴史的・社会的・地理的事象を教えるとともに北朝鮮を建国し現在まで統治してきた北朝鮮の指導者や北朝鮮の国家理念を肯定的に評価することも、朝鮮高級学校の上記教育目的それ自身には沿うもの」。

裁判所は朝鮮総連による不当な支配とは認めがたい、一定の理論や観念を強制していないと判断したのだ。

■高校無償化制度と朝鮮学校除外

高校授業料の無償化は、日本が1979年に批准した「国際人権規約」に盛り込まれていたが、政府はこの条項を保留してきた。流れが変わったのは2009年の政権交代による。無償化を公約に掲げた民主党（当時）の鳩山由紀夫政権になり、実現した。しかし、ことはそう簡単



判決報告集会の会場(大阪市)は満杯(同)

中井治拉致問題担当相（当時）が拉致問題の未解決などを理由に朝鮮学校を対象から除外するように、川端達夫文科相（当時）に要請したことににより、2010年4月に無償化法が施行されても、朝鮮学校には適用されなかつた。全日制の公立高校生には授業料（月額9900円）を支給、私立高校生にも同額を支給する。生徒の申請に応じ、国から都道府県を通じて各校に支給される。文科省によると、高校授業料の無償化の予算は今年度3668億円・約270万人の生徒が対象。専修学校の高等課程やアメリカンスクールや中華学校など外国人学校41校も対象に含まれているが、朝鮮学校は適用対象外となつてゐる（2014年度からは所得制限が加わつた）。

文科省は2010年11月、「外交上の配慮ではなく、教育上の観点から判断すべきだ」との立場で審査基準を定めたが、直後に朝鮮が韓国を砲撃する事件が発生（延坪島砲撃事件）。菅直人首相（当時）は審査凍結を表明した。

交代が起き、第2次安倍政権が成立した。2013年2月、自公政権の下村博文文科相（当時）は朝鮮学校について朝鮮や朝鮮総連との関係を問題視し、朝鮮学校への適用を想定した規定を意図的に削除し、無償化の道は閉ざされた（朝鮮高級学校10校を不指定としたため、毎年500人以上の朝高生がこの制度の適用を受けないまま卒業を余儀なくされた）。

■全国5ヶ所の無償化裁判

丹羽雅雄弁護団長は報告集会で次のように語った。「今回の判決では子どもたちの教育を受ける権利、国際人権法に認められた民族の言葉で普通教育を受け、アイデンティティを育む権利を差別なく平等に保障すべき」という原告側の主張は判決文には反映されなかつた」。

全国5ヶ所で闘われる無償化裁判は現在のところ1勝1敗。残る3ヶ所も順次判決を迎える。

広島地裁（国家賠償請求訴訟・行政訴訟）7月19日、学校法人広島朝鮮学園・生徒（卒業生）、完全敗訴

↓控訴　大阪地裁（行政訴訟）7月28日、学校法人大阪朝鮮学園、完全勝訴↓
国側控訴？ 東京地裁（国家賠償請求訴訟）9月13日判決言い渡し予定、学校法人東京朝鮮学園・生徒（卒業生）名古屋地裁（国家賠償請求訴訟）審理中、裁判体忌避、学校法人愛知朝鮮学園・生徒（卒業生）福岡地裁小倉支部（国家賠償請求訴訟）審理中、学校法人福岡朝鮮学院・生徒（卒業生）愛知では原告側が申請した下村博文文科相（当時）ほか、複数の証人尋問を却下。公正な審理を求めて、抗議活動が続けられ、裁判体忌避にまでいたつている。
「この判決は、法治國家・先進国を謳い、国際化・共存・共生の社会を目指す、日本において、朝鮮学校に対する公的助成からの排除の流れを断つ、礎となり、始発点、転換点となることでしょう」と述べた。
今回の完全勝訴はあくまでも朝鮮学校の民族教育を守る第一歩にすぎない。すべての朝鮮高級学校に無償

訴審が8月7日に大阪高裁で開かれ、2010年3月12日に橋下徹大坂府知事（当時）が朝鮮学校に対する補助金支給の条件として提示した4要件（①学校法人として、朝鮮総聯と一線を画すること、②北朝鮮指導者の肖像画を教室から外すこと、③日本の「学習指導要領」に準じた教育活動を行うこと、④学校の財務情報を一般公開すること）についての解釈も、大幅に見直されることになるだろう。

その次は各種学校でありながら、1条校に何ら色のない朝鮮学校への準1条校化を認めさせ、国庫による「私学助成」をおこなわせることである。これでやつと学校運営の不安が解消される。そこまでして、やつと1条校とスター・トラインが同じになるのである。教育の平等性・公正性を保障するのに、どうしてこの国ではこんなにも困難が多いのか？（ふじい　こうのすけ／「朝鮮高級学校の無償化を求める連絡会・大阪」事務局）

「高校無償化裁判」広島地裁不当判決を糾弾する

村 上 敏

朝鮮学校を高校無償化の対象から排除しないことを強く求めて、2013年8月1日、広島朝鮮学園と在校生・卒業生併せて109人が国を相手取り、広島地裁に提訴、4年後の本年7月19日に判決が言い渡された。

広島の提訴内容は、①広島朝鮮学園に対する就学支援金不支給の決定を取り消す、②同学園を「高校無償化」の対象として指定すること、③元・現生徒たちの学習権を侵害し、精神的苦痛を強いた慰謝料を求める——というもの。しかし、17回の公判を経て出された判決は、不当であるにもひどいものだつた。判決文の一部を記載するが、判決は被告側の主張をそのまま引用した予断と偏見と悪意に満ちたものである。

本文

1. 文部科学大臣の原告広島朝鮮学園に対する公立高校に係る授業料の不徴収及び高校等就学支援金

の支給に関する法律施行規則1条1項2号ハの規定に基づく指定を求める訴えをいずれも却下する。

2. 原告らのその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。（傍線は筆者）

判断

3. 爭点（ウ）について

被告は、朝鮮総聯のホームページの内容、新聞報道、在日本大韓民国民団発行の新聞、公安調査庁作成に

係る内外情勢と回顧の展望などを根拠に、北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないこと（……）が懸念され、原告が設置する……朝鮮高級学校について、本件規程13条に定める基準に適合するものとは認め

るに至らないと判断したと主張する。上記主張の根拠となる事実は、証拠により、認めることができる。

……本件学校について、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念され、本件規程13条が定める「債権の弁済への確実な充當」が適正に行われるに至らないとの文部科学大臣の判断に、裁量の範囲の逸脱、濫用が認められるとはいえない。

何よりも、「高校無償化法」の趣旨から判断すれば、法的には負ける要素のない裁判であると考える。この度の「高校無償化裁判」は、司法の独立と良心が問われたもので、大阪地裁の画期的な原告全面勝訴判決はそれが日本にあることが証明された。広島地裁判決はその真逆な判決だ。弁護団も「朝鮮学校を無償化から除外してきた国の態度は、民族教育を受ける権利の侵害であり、『高校無償化法』の趣旨を逸脱したもので、司法が行政の主張に追随したことは民族差別を助長するものである」との声明文を出した。

広島朝鮮学園は8月1日、広島高裁に控訴した。必ずや、不当判決を覆し逆転勝訴を勝ち取る決意である。（むらかみ さとし／民族教育の未

来を考える・ネットワーク広島代表）
昨年4月20日の第11回公判で、前回の口頭弁論で原告側が申し出ていた裁判官の朝鮮学校訪問、証人尋問を裁判長が全て却下した。統いて、最終弁論（昨年7月13日）と結審（同年9月14日）の日程を一旦決めた。このような裁判指揮からも、はじめから結論（原告の訴えをすべて棄却）ありきだつたのではないかと考えられる。

判決では、朝鮮学校の生徒の民族

呉市の教育「右傾化」に深く入り込む自衛隊

山川 滋

するよう通知。

2016年

呉市の栄養職員が海

上白衛隊と共同で『呉つ子元氣海自

カレー』を給食献立のメニューにし、

6月に市内全小中学校で実施。12月、

呉市小・中・高校長会で自衛隊関係

者が、学校での自衛隊活用メニュー

として○施設見学○式典参加○艦艇

見学○体験航海○出前授業○お天気

講座○調理講座○防災講座○音楽講

座○南極講座○災害救援やPKOの

活動講座を提示。その後、南孝宜・

海上自衛隊呉地方総監が基地周辺の

学校を訪れ、個別に自衛隊活用のメ

ニューを勧めた。

2017年 5月12日、呉市小・

中・高校長会研修会で「自衛隊施設

の中での教育的に取り組めるものがあ

るか」という目的で海自呉基地見学

を行い、大型ヘリ空母「かが」に乗

させた業務上過失事故。當時、海軍

は艇長の過失責任を追及したが、マ

スコミには美談として広め、修身教

科書に「沈勇」として載せた。

2011年 育鵬社の中学校歴史

・公民教科書を採択。

2015年 再度、育鵬社歴史・

公民教科書採択。呉市教委は小学5

年生全員が大和ミュージアムを見学

衛隊高官の来賓挨拶も市教委の指示。

「教科書ネット・ひろしま」が

抗議文を呉市教委に提出

「教科書問題を考える市民ネット

ワーク・ひろしま」は7月28日、校長

会の自衛隊研修に対する抗議文」と

「中学生の体育大会での自衛隊幹部

の来賓あいさつに対する抗議文」を

個人賛同者292名と42賛同団体の

名簿とともに呉市教委に提出した。

抗議文の概要は、「自衛隊が学校や

地域に顔を出し、いわゆる『種まき

広報』を活発化している。自衛隊は

戦争法（安保法制）成立以降、自衛

隊員が殺し、殺されるという局面に

立つことになった。こうした状況の

中だからこそ、教育の中立性の厳守

が重要である。子どもの権利条約「武

力紛争からの保護」や自衛隊のあり

方について多面的多角的に考えさせ

ることなしに、一方的に自衛隊高官

の挨拶の場を作ることは到底許され

ないことを主張していきたい。

（やまかわしげる／「教科書問題

を考える市民ネットワーク・ひろしま」事務局）

「原発絶対反対！」漁船66隻、海上デモを敢行

—九電の玄海原発3・4号機、今秋再稼働策動に抗議—

さる7月15日、九州電力玄海原子
力発電所3・4号機（佐賀県玄海町）
の再稼働に反対する長崎県松浦市の
新松浦漁協（組合員数約740人）

が、同原発前の海上で漁船を連ねた抗議デモを敢行した。この海上デモは、長崎県内の漁協としては初めての取り組み。

この日の朝、漁協の本所・支所か

多
ら出航した66隻の漁船が大漁旗を掲げて原発の沖合300㍍付近に結集、参加した約220人の漁民が「女海原発再稼働絶対反対」などの横断幕を掲げ、「生活の海を守れ！」「安全な海を子孫に残せ！」「漁民を潰す気か！」と30分ちかくシユブレヒコールを繰り返して抗議した。

漁協本所のある鷹島は、人口約2000人で就業者の23%・224人が漁業に携わる漁業の町。ハマチやトラフグの養殖なども盛んなことから、原発事故には神経を尖らせる。「原発で事故が起きたら、海がみんなだめになる」「私たちいつも蚊帳の外。市長も市議会も反対なのに」（鷹島住民）との思いは共通だ。

九州電力は、玄海原発が立地する玄海町と佐賀県の同意を受けて、この秋にもます3号機から再稼働をさせる目論見だが、漁民たちは「事故が起きれば影響は県境を越え、漁業は壊滅的打撃を受ける」として、つよく反対している。また、同漁協の本

対している。また、同漁協の本所がある鷹島は原発からわずか8km程度の近距離に位置するが、松浦市が「地元同意」の対象外にされていることにも漁民

海上デモにあわせて原発に隣接する施設で九電の瓜生道明社長宛てに抗議文を提出した志水正司組合長（69）は、「漁業は松浦の基幹産業。海の生活を永遠に守り抜くため、再稼働は決して容認しない」と述べている。

（編集部N）



原発前海上でデモを敢行

玄海原発・鷹島の位置関係

II 「15年戦争」敗戦72周年によせて II

安倍的「嫌中」の遺恨

—中国共産党の最終勝利と日本の保守勢力の悪夢—

豊旗 梢

孕まれたといつてよい。

▽▽▽▽▽▽▽▽

「この間の遺恨覚えたるか」

論題には場違いだが、多少の気がかりはあるのでこの度はお許しいただきたい。

私は思うのだが、赤穂事件の本当の主題は「忠君」ではなく、暗く冷たい人間心理の「遺恨」ではないか。内匠頭は辞世の句

「風さそふ花よりもなほ我はまた

春の名残をいかにとやせん」――
浅野内匠頭と吉良上野介の二人だけではない。いま一人の梶川与惣兵衛、本名・梶川頼照は吉良上野介に切りかかった浅野内匠頭を取り押された人物である。梶川与惣兵衛はこのいきさつを「梶川筆記」として記録に残している。ドラマや映画などでのおおよその状況は、梶川筆記による。

▽▽▽▽▽▽▽▽

大胆な政治心理的たとえ

ここで、私は大方の庶民感情に逆らって、終戦当時、日本は内匠頭、中国は上野介、占領軍アメリカは梶川であつたという大胆なたとえを提案したい。侵略戦争の戦犯に同情する気はなく、中国が吉良との見立ても違和感もあるが、吉良は身分も氣位も高く小外様大名・浅野より一枚上、地元（愛知県幡豆郡）では名君の評判もあつた。そして内心、内匠頭を小人扱いしていた。役目の初めころ上野介は江戸を留守にし、内匠頭は替わって自らの判断で役割を済ませており、うかつにも上野介を軽く見て思い上がる心の隙があつた。政治の場ではこのような隙は危険である。赤穂事件は実はこのとき

これをどう整理すればいいだろうか。ちなみに、丸山真男は東京大学法学部教授になり2年後『日本政治思想史研究』（東京大学出版会）を著し、その第一章第三節で、赤穂事件を下敷きに儒家荻生徂徠の論

「もし、私論を以て公論を害せばこれ以後天下の法は立つべからず」

――

安倍氏はあまねく権力の私物化を言っているが、筆者には日本の保守政治全体が「保守」とか「ナショナリズム」とかまして「政治」とい

あまりにも有名な「赤穂事件」（歌舞伎名では「忠臣蔵」）の役者は、浅野内匠頭と吉良上野介の二人だけではない。いま一人の梶川与惣兵衛、本名・梶川頼照は吉良上野介に切りかかった浅野内匠頭を取り押された人物である。梶川与惣兵衛はこのいきさつを「梶川筆記」として記録に残している。ドラマや映画などでのおおよその状況は、梶川筆記に内匠頭が現場に残したのが表題の一言で、筆記の伝えるところであ

径行のそしりもある内匠頭も、もし道にせめて春の薄日のさす晴れ間の道にせめて春の薄日のさす晴れ間もあつたはずである。

安倍氏はあまねく権力の私物化を言っているが、筆者には日本の保守政治全体が「保守」とか「ナショナリズム」とかまして「政治」とい

うよりは、占領中に受けた私的遺恨がただ延長された「私論」にすぎず、どのような体裁や外形をとつても、「公論」としては虚ろであり、安倍氏にそれが最も端的に表れているようと思われる。その私論を養つてきただのが、一貫して近代史中国だったものである。

▽▽▽▽度を越す「嫌中」

さて本論である。中華人民共和国成立からあと2年で70周年、今や対中貿易が対米貿易を上回り、アメリカの覇権が落ちてきている中でも、

どうして、依然安倍氏や日

本会議の朋輩はこれほどまでにしつこく「嫌中」なのか。田中角栄が道を開いた

日中友好の祝賀的雰囲気の

中で、かれらはどう世を忍び、存在を隠し、苦い思いを押し殺し生き延びてきたのか。安倍氏はブーチンと

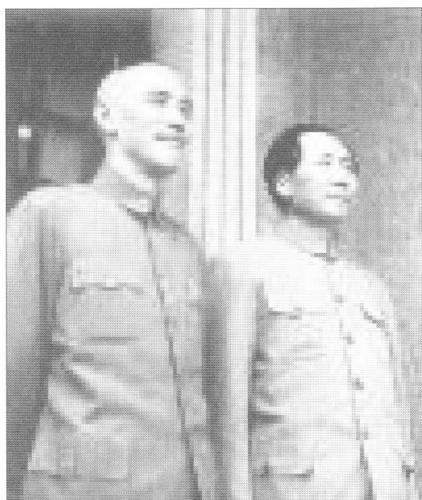
はことさらに寛容の演出をするが、習近平とは会つても顔を背ける。さすがに日本会議会長・田久保忠衛さえ、アメリカが中国と握手する日が日本の運命の日、

いまから中国と手を結べといふ。逆に言えば、それくらい安倍氏の筋や周囲は私的な「嫌中」でこり固まっている。安倍氏が万事国家



開廷中の極東国際軍事裁判

蔣介石(左)と毛沢東



▽▽▽▽▽▽▽▽あの「中国」に負けたこと

1945年（昭和20年）8月15日、日本の「敗戦」は四重だつた。対米、対中、対ソ、対英である。アメリカにいつまでも忘れない。皮肉だが、あの戦争を忘れないのはむしろ彼らである。

されば、それはさておき、あの中国に敗けたことは悔しいどころか、ゼッタイ認められない。中国に負けることがいつたいありうる

い。しかしに勝つとはいひが、持久戦になつただけでまだ軍事的には

▽▽▽▽激しい内戦状態に――

しばしば「自然は真空を嫌う」と

負けではない（自分から始めた戦争である。勝てないならそれは負けに違ない）。聖なる「アジア解放」の戦いはまだこれからだつたのだ——極東国際軍事裁判の被告人（A級）たちはいつてみれば、そういう気分だつただろう。

立者が鄧小平だつた。

民党・蒋介石は従来の
駆け引きからソ連とも
関係が良く、日本を「開

▽▽▽▽

「揚子江流域も危なくなつてきた。
が懸念 そこ通のぞ」

州」（中国東北部三省）から追い落としたソ連に代わって旧領を回復、長春など主要都市、さらに一時は中国共産党の革命の聖地・延安までも抑えた。

獄中で読売新聞法廷記者団に語ったのは、極東裁判の最中、被告人の

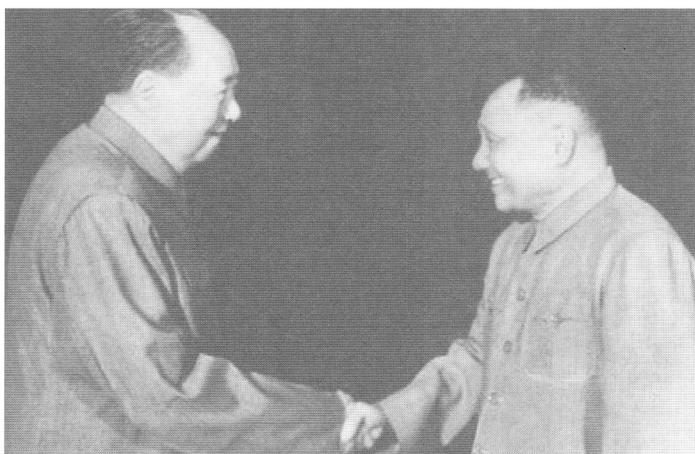
誰かである（今は思い出せない）。今すべて中国はあらためて中国人のものへ還つているのに、敗れて4年にしてなお、侵略者の心はまだかの地をさまよつてゐる。この話者と朋輩にとつては、中国のことが中国人で決められることこそ、この何十年考えたこともなく、どうにも心に收めきれない、ついていくことのできない異様な観念だつた。

▽
▽
▽
▽

侵略者が去つたあと大陸はどうなつたか。直ちに平和は戻らず、むしろ逆である。共通の敵の敗退後、国民党（現台湾）と中国共产党（現中華人民共和国）の軍事衝突から、一時和平機會もあつたが1946年に入るとついに再び激しい内戦に入つた。第二次「国共内戦」である。当座は、アメリカの支えもあつて、国民党が軍事的に優勢であつた。國

領地域における土地革
命の成功によつて、民心をとらえた
毛沢東の中国共産党軍（後日の中国
人民解放軍）の力が、次第に国民党
と拮抗するようになつた。幾度かの
おおがかりな戦役を経て長春も国民
党から奪還し、かくて華北から長江
(揚子江) に至る広大な地域が中国
共産党の支配下に入った。

ここに大陸の状況は大きな政治的
転機を迎える。この軍事的勝利の大



1949年（昭和24年）4月
21日、ついに人民解放軍は長江（揚子江）の渡江作戦を敢行した。当然対岸の国民党軍はこれを狙い撃ちし猛砲撃を加えたが、それを強行突破する作戦だつた。毛沢東は「百萬雄師横渡長江、迅速突破國民黨軍的江防」という有名なことばを残している。ついで同23日、人民解放軍は国民党政府の首都南京に達しこれ



行つてきたことの総決算であり、彼らが獄中につながれることも全くそのために違いなかつた。ことに裁かれた「15年戦争」中、日米戦争は4年にもならず、実に3分の2以上が中国で戦われた。被告人全員が中國に関与しているのである。

▽▽▽▽▽▽
「中華人民共和国」の建国を宣言

しかししながら、「中華人民共和国」の名が獄に届くことは終ぞなかつた。実はその前年1948年（昭和23年）11月12日、極東国際軍事裁判はすべて結審し、死刑宣告を受けた被告人たちにはただに死刑が執行されたからである。

10月1日、毛沢東は北京天安門上にて「中華人民共和国」の建国を宣言した。もつとも、国民党政府は消滅せず、客觀的事実としては「宣言した」は「主張した」（『中国史』山川出版社）であり、實際この事実は重要な意義をもつ。

▽▽▽▽▽▽▽▽
されど「極東国際軍事裁判」は終わらず

被告人たちに悪夢であつたろう。だがチョット考えれば、とりもなおさず彼らがほんの少し前までかの地で

しかし、決して「死」で終わつたわけではない。むしろ、ここからが始まりである。

むしろ、残念だつたのは、エリート被告人たちは無罪の共謀に空しい全力を挙げ、自らが從事した業の意味を一人の人間として省みて証言した者はただの一人もいなかつたことである。ただ一人の文官で死刑判決を受け、執行の直前「天皇陛下万歳」の唱和に入ることを拒んだ外務大臣廣田弘毅も、小説『黙して行かん』で若干の同情を以つて描かれたことがせいいぜいである。かくして理念的には極東国際軍事裁判はいまだ終わつていない。

「中国」として認めず――「極東国際軍事裁判後」

もう一つの重要な継続がある。対中國に対する戦争責任の否定はその後も貫し、中華人民共和国に対する態度にそのまま引き継がれた。極東軍事裁判は戦前の総括だけではなく、日本の保守政治体制の方針表明だつたのである。ちなみに、中国建国の翌日10月2日、ソ連は共和国を承認したが、毛沢東は同年年末モスクワへ飛び3か月の長きにわたり滞在し、翌年2月14日、中ソ友好同盟相互援助条約が結ばれた。「日本および日本と結託する国」を仮想敵国とする軍事同盟条約である。

共同の敵】対岸信介安保改定

それから9年後1959年3月14

日本は対米戦争の敗者であつたが、苛烈に見えた裁判を経ても、息を潜めていた旧体制の残党勢力は完全に

日、日本社会党書記長・浅沼稲次郎

は訪問先の北京において「米帝国主義は日中共同の敵」と演説し、その踏み込みは国内外ならびに党内外に波紋を投げていた。

時すでに岸信介内閣の日米安保改

定は動き出していた。いまさら言うまでもなく、岸は東條英機日米戦争開戦内閣の商工大臣をつとめた。その辣腕を以て日本の「満州国」支配に深くかかわった中心人物であり、当然A級戦争犯人指定をうけ訴追第2陣に予定されていた。また、安倍氏の祖父でありその「中国」を受けついでいることは本人が誇り、祖父を範とし「改憲」を策しているこ

とは周知のごとくである。

▽▽▽▽▽▽▽▽ 清瀬一郎再登場、議場に 警官隊を導入

三人目は清瀬一郎である。清瀬は法律家だから知る人は多くないだろう。極東軍事裁判の主任弁護人であつた。見るところ、「三百代言」を弄する悪徳法律家の典型であり、事後

法(行為時には存在しない刑罰法規)を以て全裁判は無効、全被告は無罪と弁じた。そもそも「事後法」とは人権保護の法原則として形成された人類の知恵である。冒頭での罪状認否の弁論とは云え、法原則ただ一条を以て、国家の全侵略戦争を免罪しようという真逆の稚拙な言い逃れは、轟轟を買い、法廷でたしなめられ一蹴された。



清瀬一郎

だが、清瀬



岸信介

▽▽▽▽▽▽▽▽ 浅沼稲次郎暗殺 「その日」は近い

新安保条約が通つたこの年の10月

いま「日本会議」の如き団体が存

在しかつそれを基盤とする政権とをつなげて考

えてみると、日本の保守層の中

国に対するこだわりに敗戦の「怨恨」と紛うものがある

あるなら、安政政権に意義がある

は今一度歴史に再登場する。今度は衆議院議長として悪役政治家の主役の一角を演じる。1960年5月19日、衆議院議場に警官隊を導入し新安保条約を強行した。議会による法の制定に暴力を導入することの自己

矛盾は法律家なら知っていたろう。だが、本来ではないものに日本が迷い込んでいる運命は今も連綿として続いている。

12日、日比谷公会堂における演説会場にて演説の冒頭、先の浅沼稲次郎は右翼少年山口二矢に暗殺された。その信奉スローガンは「七生報國」であつた。浅沼の「米帝国主義は日中共同の敵」が暗殺者を駆り立てたとすれば、やはりここにも得体の知れない嫌中の遺恨と怨念が深く底流しているとしか考えられない。



ある。精神的紐帶などどこにも感じられない。精神的結びつきが強いなら、ことさらにペラペラと言語で念押しする必要はないわけだ。

▽ ▽ ▽ ▽ ▽

「考える」ということ

最後に思い出すことがあります。『レ・ミゼラブル』の中で職務に忠実のあまり冷血なジャヴェル警視はセーヌ川に身を投げ自殺した。死亡の理由は、彼は人生ではじめて「考える」らうか。「中国問題」が今後の日本の運命を分かつ最大の課題であることもまた表明しているのである。

翻つて、「日米同盟」は相互利用し合ひとはよく云われるが、日本側は自らの私的遺恨に他国をつきあわせているのが動機で、安倍氏のロシア接近などに見え見えである。その幼稚は中学生でもわかるだろう。安倍氏は「考えてみる」という習慣がない人と察する。しかし、米国側は利害計算にもとづき、日本が捨てられる日はそう遠くないであろう。動機の根は深いが同盟は浅薄で表面的で

（とよはた こずえ／東京都在住、大学教員）

『編集後記』

▼（お知らせ）今号、「映画の世界」は、筆者の都合によりお休みです。

▼今号のメインタイトルは「支持急低下の首相 小手先改造で危機打開？」としました。

「森友・加計」疑惑、「自衛隊日報隠し」で支持率が急低下した安倍内閣ですが、この8月3日、安倍晋三

は「反省の素振り」の「低姿勢」を演出しながら、内閣の改造に踏み切りました。7月2日の東京都議選での自民党の歴史的大惨敗がよほどこたえたのでしょうか？ また引き続ぐ仙台市長選（7月23日）でも民進党国会議員を辞して出馬した候補者に競り負けたことも大きな打撃になつたのでしよう。

この2つの選挙戦で重要だったのは、自民党に対抗する軸が鮮明で立憲野党勢力と市民運動が協力しあうなら、「安倍独裁政治」を覆すことができるという実践的な模範を示したことでした。その後の横浜市長選では、その協力関係が構築できずに立

憲野党・市民運動勢力は勝てませんでしたが、この間の経験は、貴重な教訓を示したといえます。

勿論、「都民ファーストの会」がどういう政党かはまだ明らかではありませんが、「アベ政治に変わる勢力が見当たらない」ことが最大の存在理由だつた安倍政権にとって、立憲野党・市民勢力の共闘関係の構築がすすめば「政権存続の危機」が現実味を帯びることは明らかです。あの傲慢不遜・唯我独尊の権化のような安倍晋三が「反省／低姿勢」を振りまく理由がそこにあります。しかし小手先細工の内閣改造で国民の不信が払拭できると考えるなら甘いと言わざるを得ません。改造すべき、更迭すべき第一人者は、誰であろう安倍晋三その人なのですから。（編集部N）

反戦情報編集部（代表：永田信男）

〒753-0212 山口市下小鶴2836-9

(T/F) 083-929-3674
山口連絡所

(T/F) 083-902-3030
広島連絡所

(T/F) 082-233-7322
福岡連絡所

(T/F) 092-292-8521
郵便振替口座

01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座
福岡銀行箱崎支店

普通預金 2012672

加入者名 永田信男

E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

バックナンバー紹介